

## 京都市障害児通所支援（児童発達支援）事業所公募要領（令和6年度開所分）

### 1 公募の趣旨

京都市では事業所の地域偏在の解消に向けて、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、総量規制を実施します。

今回募集する児童発達支援事業所については、現時点で営業している事業所のサービス供給量（受入可能枠）を試算し、第3・4期障害児福祉計画に定める各年度の必要量の見込みと比較の上、指定必要量を設定し、公募を行うものです。

### 2 公募内容

#### (1) 公募を行うサービス

児童発達支援

（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所を除く。）

#### (2) 公募対象区・支所及び指定必要量

現状のサービス供給量が、第3・4期障害児福祉計画における令和6年度の必要量の見込みを超える区・支所については、新規募集を行いません。

現状のサービス供給量が必要量の見込みを下回る区・支所については、以下のとおり、令和6年度開所分の公募を行います。

|             | 北区 | 左京区 | 南区  | 右京区 | 西京区 | 洛西  |
|-------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 指定必要量（人日※1） | 90 | 265 | 310 | 24  | 9   | 136 |
| 募集する事業所数 ※2 | 1  | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   |

※1 1箇月当たりの人日

※2 事業所の定員を10名とした場合の参考値

10名×23日（1月の営業日）＝230人日

#### (3) 公募の対象者

ア 法人であること

イ 法人でその役員又は別に定める使用人のうちに暴力団員のある者及び暴力団員がその事業活動を支配する者ではないこと

※ 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める者

#### (4) 開所時期

令和6年度内

### 3 応募手続

申込を希望する事業者は、以下のとおり講習会を受講の上、事前相談を行った後、必要書類を御提出ください。

#### (1) 講習会

児童発達支援の公募申込を予定している事業者を対象に、申請書類に関する説明及び児童発達支援の制度を正しく理解いただくことを目的とした講習会を実施いたします。なお、本講習会を受講されない場合、今回の公募での申込を行うことはできませんので御注意ください。

##### ア 講習会日時

令和6年8月19日（月） 午後1時30分～4時30分

##### イ 講習会会場

京都市子ども若者はぐくみ局会議室

（京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル6階）

##### ウ 申込方法

申込書兼受講票に必要事項を記載の上、メールにて子ども家庭支援課発達支援担当まで御提出ください。

アドレス：[kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp](mailto:kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp)

※ 件名の最初に【児童発達支援公募講習会】と記入してください。

※ メール以外での受付は行いません。

##### エ 申込期限

令和6年8月13日（火） 午後5時必着

#### (2) 事前相談

開設予定物件などの準備が出来次第、事前相談を行ってください。

##### ア 事前相談に必要な書類

- ・ 障害児通所支援事業所等開設事前相談票
- ・ 開設予定地の地図
- ・ 物件の平面図（面積基準を満たしているかどうか確認します。）
- ・ 検査済証、確認済証、建築計画概要書などの写し（耐震基準を満たしているかどうか確認します。）

##### イ 注意事項

- 事前相談は予約制となっています。お越しになる際には、必ず事前に電話で予約をお願いします。予約なく来庁された場合、対応できかねますので御了承ください。

(連絡先) 子ども家庭支援課 発達支援担当：075-746-7625

- 事前相談については、申込者と対面のうえ、協議を行います。代表者や管理者等、事業内容を把握し、決定権限を持っている方がお越しくください。

物件については、児童福祉法に定められる設備基準に加え、耐震基準、消防法及びバリアフリー条例に適合している必要がありますので、新築、増改築、賃貸借契約等を行う前に御相談ください。

- 事前相談では、物件の確認及び選定までの手順や必要書類について御説明します。児童福祉法及び同法に基づく基準等をあらかじめ御確認のうえ、お越しいただきますようお願いいたします。

(参考) 障害児通所支援事業等の指定審査手続きについて

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000255158.html>

### (3) 公募申込

#### ア 提出書類

事前相談を行ったのち、以下の書類をご提出ください。(詳細は別紙1参照)

|    |   |
|----|---|
| 1  | 京都市障害児通所支援事業所公募申込書                                      |
| 2  | 申請者の定款及びその登記簿謄本(原本)                                     |
| 3  | 児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書                       |
| 4  | 役員等名簿   |
| 5  | 事業所の立地図   |
| 6  | 事業所の平面図(各室の用途及び面積記載のもの)                                 |
| 7  | 管理者の経歴書   |
| 8  | 児童発達支援管理責任者の経歴書、実務経歴証明書<br>(職務に関連する資格証等の写し、研修修了証明書等の写し) |
| 9  | 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(従業者全員を記載)<br>資格証等の写し、組織体制図           |
| 10 | 施設の運営実績等確認書   |
| 11 | 運営資金の確保状況確認書  |
| 12 | 収支計画書   |
| 13 | 事業所における支援の質向上の取組内容確認書                                   |
| 14 | 児童発達支援ガイドライン及び自主点検表に係る確認書                               |
| 15 | 事業所の基本方針等確認書  |
| 16 | 個別支援計画書①、②(本市で設定した事例に対して作成されたもの)                        |

|    |  |
|----|--|
| 17 | 児童発達支援センターによる訪問支援に係る同意書                    |
| 18 | 支援プログラム                                    |
| 19 | (ニーズがあり、専門的な支援が必要と考えられる場合) 専門的支援実施計画(様式不問) |

※ 様式の中で添付書類が必要な場合は合わせて御提出ください。

※ (16)個別支援計画書については、**別紙2**の事例を基に作成してください。  
 なお、ケース事例の①・②については、いずれも作成し、提出してください。

#### イ 提出場所

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課  
 発達支援担当 (京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階)

#### ウ 提出方法

事前に日程調整を行ったうえ、持参により提出してください。(郵送不可)

#### エ 提出期限

令和6年9月25日(水) 午後5時必着

## 4 事業者の選定

### (1) 選定方法

各行政区において、指定必要量以上の応募があった場合、**別紙3**の児童発達支援事業所公募に係る選定基準に基づき、下記ア、イによる審査を実施し、事業者を選定します。

なお、募集する枠よりも応募が下回った場合は、応募のあった全ての事業所を選定します。

#### ア 事前審査

子ども家庭支援課が、選定基準のうち客観項目(審査項目1～4及び5～6、9の一部(**別紙3**の網掛け部分))に基づき事前審査を子ども家庭支援課が実施します。

事前審査の結果、行政区ごとに上位となった3事業者について、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会障害児通所支援事業所選定部会におけるプレゼンテーション審査を行います。

#### イ 選定部会

事業者の選定に当たっては、提出書類の審査及び応募事業者によるプレゼンテーションを行い、審査項目全ての審査を行います。

**※ 審査に当たっては、原則、事業内容を把握し決定権限を持っている方(管**

理者等) 及び配置予定の児童発達支援管理責任者の参加をお願いします。  
※ プレゼンテーションの中で、事例①・②に基づき作成した個別支援計画を説明いただく時間を設けます。児童発達支援管理責任者が、策定した計画内容の詳細を説明してください。(別表も含む)

(2) 日時

ア 事前審査 令和6年9月中

イ 選定部会 令和6年10月上旬(予定)

※ 選定部会の開催が決まり次第、応募のあった事業者にご連絡します。

(3) 選定結果の通知

令和6年10月中旬

## 5 公募に関する質問

公募に関する質問は、別紙4の質問票によりメールにて御質問ください。また、制度全般に関する質問は、下記の電話番号までお問い合わせください。

受付期間：令和6年7月25日(木)～令和6年9月11日(水)

対応時間：月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
(電話の場合)

窓口：京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課  
発達支援担当

電話番号：075-746-7625

アドレス：[kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp](mailto:kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp)

## 6 選定後の手続き

(1) 指定申請

選定された事業者は、選定後速やかに、以下の書類を御提出ください。

|     |  |
|-----|--|
| 申請書 | 障害児(通所・入所)支援 指定申請書   |
|     | 他の法律において既に指定を受けている事業等について                                    |
|     | 児童発達支援事業所の指定に係る記載事項  |
|     | 障害児通所支援事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の記載事項総括表<br>その1及びその2 <該当する場合のみ> |
| 1   | 申請者の定款及びその登記簿謄本(原本)又は条例等                                     |
| 2   | 事業所の平面図(各室の用途及び面積記載のもの、外観及び内部の様子のわかる写真)                      |
| 3   | 管理者の経歴書  |
| 4   | 児童発達支援管理責任者の経歴書、実務経験(見込)証明書<br>(職務に関連する資格証等の写し、研修修了証明書等の写し)  |

|    |   |
|----|---|
| 5  | 運営規程  |
| 6  | 障害児又はその保護者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要               |
| 7  | 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（従業者全員を記載）<br>資格証等の写し、組織体制図 |
| 8  | 就業規則  |
| 9  | 児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書             |
| 10 | 役員等名簿   |
| 11 | 当該申請事業に係る資産状況（決算書・残高証明等、損保証書写等）               |
| 12 | 協力医療機関との契約内容がわかるもの                            |
| 13 | 利用者負担の受領等に関する保護者向け資料（重要事項説明書等）                |
| 14 | 給付費請求に関する事項（給付費算定に係る体制等届出書、体制等状況一覧表等）         |
| 15 | 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票                       |
| 16 | 児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書                  |
| 17 | 障害児通所支援事業等開始届                                 |
| 18 | 児童発達支援センターによる訪問支援に係る同意書                       |

※事前相談や公募申込時に提出済みの書類については省略することができます。  
（詳細は別紙5参照）

（参考）障害児通所支援事業等の指定審査手続きについて

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000255158.html>

## （2）関係法令の適合確認

事業開始にあたり、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び消防法への適合が必要となりますので、関係部署と協議の上、以下の書類を御提出ください。

- 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例  
検査済証等
- 消防法  
社会福祉施設相談結果票

## （3）現地確認の実施

上記(1)及び(2)の書類が提出され、支援が行うことができる状態に整備した後、開所予定場所の現地確認を実施します。

現地確認では、管理者及び児童発達支援管理責任者との面談や、全従業者の雇用契約書、資格証、研修修了証等の原本、各種マニュアル等の確認を行います。

## （4）処理期間

現地確認の実施から指定まで、最低2週間の処理期間をいただきます。

## 7 実地研修

選定後、原則、児童発達支援センターこぐま園やうさぎ園で1箇月程度の実地研修を開所までに行っていただきます。

実施時期や研修日数については、選定後、別途相談させていただきます。（過去の療育実績等を勘案し調整します。）

## 8 児童発達支援センターによる訪問支援について

本市では、子どもの発達支援に係る体制強化事業として、センターによる事業所への訪問支援を行い、支援の質の底上げや、地域のネットワーク構築に取り組んでいます。

については、新たに選定された事業所は、開所後、各地域の児童発達支援センターから訪問支援を行いますので、公募申込の際には、併せて同意書の提出をお願いします。

なお、訪問支援を受ける時期に関しては、選定後、個別にセンターから調整します。

(参考) 児童発達支援センターを中心とした子どもの発達支援に係る体制強化事業  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000323878.html>

(参考) 各地域における主な担当センター

| 事業所の所在地<br>(圏域/行政区・支所) |            | 担当する主なセンター※            |
|------------------------|------------|------------------------|
| 北部                     | 北・左京       | ひなどり学園、ひばり学園、ポッポ       |
| 中部                     | 上京・中京・下京・南 | こぐま園<br>(ポッポ、きらきら園ほか)  |
| 西部                     | 右京・西京・洛西   | 洛西愛育園<br>(うさぎ園ほか)      |
| 東部                     | 東山・山科・醍醐   | むくの木園<br>(うさぎ園、空の鳥幼児園) |
| 南部                     | 伏見・深草      | 空の鳥幼児園、きらきら園           |

※ 行政区によって、他圏域のセンター（カッコ内）が訪問支援を行うことがあります。

## 9 その他の留意事項

- (1) 災害等の理由を除き、開所時期が令和7年4月1日以降となる場合は、原則選定結果を取り消し、指定しません。
- (2) 事業所開設地は公募申込後に変更できません。
- (3) その他、選定後の申請内容の変更は原則認めず、選定結果を取り消します。  
ただし、変更の内容が軽微である等で、京都市が認めるものについては、この限りではありません。
- (4) 虚偽その他不正な申請があった場合、選定結果を無効とします。
- (5) 本公募の選定により、土地建物関係の法令上の制限解除や、児童福祉法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- (6) 事業計画の中止や選定されなかったことに伴う一切の損害等について、京都市は責任を負いません。
- (7) 選定後における事業の権利譲渡等は認めません。
- (8) 公募に係る申込書類は、理由の如何を問わず返却しません。

#### (参考) 公募のスケジュール

| 月   | 公募スケジュール |                                    |
|-----|----------|------------------------------------|
| 7月  | 7月25日(木) | 公募申込受付開始<br>指定必要量(令和6年度開所分)公表      |
| 8月  | 8月19日(月) | 講習会                                |
| 9月  | 9月11日(水) | 質問受付 〆切                            |
|     | 9月25日(水) | 公募申込 〆切<br>事前審査(指定必要量を上回る応募があった場合) |
| 10月 | 10月上旬    | 選定部会による審査(事前審査の上位3事業者のみ)           |
|     | 10月中旬    | 選定・結果公表                            |

#### (参考) 選定後のスケジュール

| 時期      | 公募スケジュール  |
|---------|---|
| 指定・開所まで | 児童発達支援センターこぐま園又はうさぎ園における実地研修<br>(期間は1箇月程度、過去の療育実績等を勘案して個別に調整) |
| 令和6年度中  | 令和7年3月末までに指定、開所   |
| 指定・開所後  | 児童発達支援センターによる訪問支援<br>(選定後、個別に調整)                              |